

平成29年度
事業計画

社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会

■ 基本方針

国においては、住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりと、公的な福祉サービスや住民のたすけあい活動など、「地域共生社会」の実現のための施策が進められています。

また、社会福祉法人制度改革により、法人体制の強化や社会福祉充実残高の地域への再投下などが制度化されると共に、地域における公益的な取組みが社会福祉法人の責務として位置づけられるなど、地域の実情に応じた活動が期待されています。

そうした中、社協においては、地域住民の主体となる支え合いの体制づくりやCSW事業の個別支援による総合相談支援体制を進めるなど、これまでの事業の充実と共に新たな施策への対応も視野に入れた活動を推進して参ります。

また、地域福祉推進計画に位置付けられた基本理念や施策を基に、計画的な事業の展開が図られるよう取り組んでいくと共に、社会福祉法人制度改革においても、役職員が一体となって取り組み、この改革を好機として、法人の強化と更なる発展へと繋げ、地域福祉の向上に邁進したいと思います。

法人理念

地域を舞台に、地域とともに、一人ひとりの笑顔あふれる地域をつくる。そのために人をつなぎ、地域をつなげる、そこに支えあい、助け合いのこころを育み、安心、安全に暮らしていける地域づくりを続けていきます。

こんなまちに住みたい それを形に “福祉でまちづくり”

■ 基本目標

基本目標 1：一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる

日頃からあいさつを交わし、声をかけ合うなどの交流を通して地域や人がつながるためのきっかけづくりや気軽に集まれる場所を確保していきます。

やさしさと思いやりの意識を育て「自らできること・やれること」を通して気軽にボランティア活動等に参加できる環境づくりや豊かな経験と知識を生かし、地域福祉を担う人材の育成と確保に取り組みます。

また、地域福祉活動をコーディネートとする人材を配置し、多様な担い手による支え合いのある地域づくりに取り組みます。

基本目標 2：地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる

身近な地域で寄り添い、自分たちなりの活動で気になる人を把握し、孤立させないように地域住民の主体的な活動やボランティア団体、関係団体などが相互に連携した見守り・支え合いの体制づくりに取り組みます。

また、わかりやすい情報の提供や困った時にはいつでも、気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、福祉活動が円滑に推進できるように利用しやすい活動拠点の整備を進めます。

基本目標 3：安全・安心感のある暮らしを支える仕組みをつくる

赤ちゃんから高齢者、障がいのある人など、すべての町民が安全と安心感に支えられて暮らすことができるように、災害時における避難支援対策や地域における安全対策の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。

また、支援を必要とする町民が、住み慣れた地域のなかで自立した生活を継続することができるように、必要なサービスを適切に利用するための支援と生活援助体制の充実に努めます。

■ 重点項目

1) 法人体制の強化と人材育成

社会福祉法人制度改革に対応した取り組みによる法人運営の強化と、地域社会に貢献する社協の役割を認識し活動を推進する。

また、多様化する福祉課題に対応するため、職員の自己研鑽を含めた資質の向上を図っていく。

2) コミュニティソーシャルワーク事業の推進

個別支援と地域支援の一体的な推進を図るためにも、コミュニティソーシャルワーカーを含めた法人内部での体系的な研修を実施する。また小地域福祉活動の取り組みを中心に、地域福祉を担う人材の育成と確保を図る。そして地域課題を早期に発見し適切な支援につなげる仕組みづくりと個を支えるためのネットワーク形成を行う。

3) 福祉教育の推進によるボランティアの育成

町内小・中・高校を対象とした、福祉教育協力校事業と今年度新規事業である町内保育園・幼稚園を対象とした福祉教育推進助成事業を核とし、子どもから高齢者までが、まちづくりの一員として捉え、共に学び、共に育ち、共に生きる地域づくりのための福祉教育を推進する。

4) 生活支援体制整備事業

地域で豊かに暮らし続けることができるために、コミュニティソーシャルワーク事業や各種事業とも連携しながら、事業の周知や調査等からニーズと担い手の把握を進め、嘉手納にあった見守り、支え合いの仕組みづくりや住民参加型福祉サービスなどの構築に向けての取り組みをさらに進める。

■ 実施事業

【1】 組織運営

①会務の運営及び連絡調整

- 1) 理事会・評議員会の開催
- 2) 社会福祉法人制度改革への対応（新規）
 - ・ 経営組織のガバナンスの強化
 - ・ 事業運営の透明性の向上
 - ・ 財務規律の強化
 - ・ 地域における公益性な取り組み※他の社会福祉法人との連携も視野に入れた事業の検討
- 3) 理事・評議員の研修会の開催（年1回予定）
- 4) 正副会長及び職員会議（随時）（新規）
- 5) 行政機関・事業所・各種福祉団体等との連携強化

②会員組織の強化と自主財源の確保

- 1) 社協会員の募集 ・ 戸別会員、賛助会員、特別会員

③職員の資質の向上

- ・ 各種研修への派遣 ・ 内部研修会の実施

④地域福祉推進計画の推進

行政計画である「地域福祉計画」と社協の行動計画である「地域福祉活動計画」が基本理念や目標等に対する共通認識を持ち、地域の実情に応じた具体的な取り組みを、これまで培われてきた住民同士の支え合いの活動を軸として、多様な福祉の担い手と連携・協働することで支え合いのある地域づくりを推進します。

⑤職員会議の実施（定期開催）

地域福祉推進計画を推進していく上でも、社会福祉協議会の役割の理解個々の職員の資質向上は今まで以上に重要となります。新規事業も含め、お互いの事業について共通理解を深め、社協がやるべきこと、社協しか出来ないことは何か、職員間での合意形成を図っていきます。

⑥総合福祉センターの指定管理運営事業

- 1) より多くの町民が利用しやすいセンターとするためサービス向上に努める。

2) 火災・自然災害を想定した避難訓練の実施

⑦法人広報・啓発事業

- 1) 社協だよりの発行（年3回）
- 2) ホームページ・ブログ・フェイスブック等による情報発信

【2】コミュニティソーシャルワーク事業の推進

嘉手納町地域福祉推進計画に位置付けられている、コミュニティソーシャルワーク事業を平成29年度においては、下記の内容の強化を図りながら実施します。

①個別支援の機能強化

事例検討会や体系的な研修をコミュニティソーシャルワーカー（以下「ワーカー」という。）はもとより、他事業専門職と共に実施することにより、ワーカーの育成と社協内部でのさらなる機能・連携強化を図っていきます。またそのために必要な記録及び様式の整備を行っていきます。

②小地域福祉活動事業

現在活動している組織（東区見守り隊、北区見守り隊、南区地域見守り隊）においては、その地域ごとに活動の広がり（区民へ理解）と活動の深まり（主体的な見守り合い、支え合い）へと支援していきます。そして他の自治会に関しては、活動報告会の継続実施やかでな安心キット利用者の情報共有などを通して、本事業の取り組みへの働きかけを行います。

③かでな安心キット事業

必要な方へ情報が届き事業が利用出来るよう、今後も関係機関や地域への周知を継続していくと共に、民生委員、関係機関の協力のもと更新作業を計画的に行っていきます。そして事業を通して、ニーズを早期に把握していきながら予防的支援へとつなげていきます。

●CSW(コミュニティソーシャルワーク)事業とは

地域には、子育てに関する悩みや経済的な問題そして、障がいや高齢など何らかの理由により日常生活に不安を感じている方など、支援を必要としている人や世帯がそれぞれの問題を抱えながら暮らしています。

そのような個人や世帯が抱える問題を地域の問題としてとらえ、自立した生活を支援するために、地域の自治会や住民、行政、関係団体や民生委員・児童委員、福祉関係協力者などとネットワークづくりを行っていくことを目的としています。

【3】 支え合うまちづくりの推進

①各種社会福祉関係諸団体事業

各団体が地域の変化や会員の減少・高齢化により組織のあり方を見直す時期にあることに変わりはない。よって継続的に各団体と意見交換を行い必要な支援をすすめる。それぞれの強みを活かした、連携・協働によるまちづくりを進めていく。

(福祉団体)

- ・ 嘉手納町老人クラブ連合会
- ・ 嘉手納町母子寡婦福祉会
- ・ 嘉手納町障がい福祉協会
- ・ 嘉手納町精神療養者家族会
- ・ 嘉手納町民生委員児童委員協議会

②福祉団体助成事業

福祉団体へ社協助成金及び共同募金の配分事業として助成し活動を支援する。

③福祉団体連絡会議

④福祉団体合同新年会「初春の集い」

⑤心配ごと相談所事業

住民の日常生活上のあらゆる相談に応じて、適切な助言・援助を行い、住民の福祉の向上を図る。また平成26年度までは専門相談は司法書士のみであったが、前年度より弁護士による定期相談も実施し、幅広い相談に対応する。

会場：総合福祉センター（毎週金曜日：午後1時～午後5時）

弁護士相談（第2・第4金曜日：午後2時～午後5時）

⑥赤い羽根共同募金運動

社協の福祉事業の財源となる赤い羽根共同募金運動の募金活動への理解と協力を依頼し、募金活動を推進するとともに、配分金のあり方を見直していく。

⑦歳末たすけあい募金運動

歳末の時期において募金活動を実施し、要援護者等へ支援を図る。

⑧生活支援体制整備事業〔町受託事業〕

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能の役割を果たすため、生活支援コーディネーターを中心に、研究会の運営及び下記の事業を実施する。

1) アンケート調査の実施

生活支援ニーズや福祉の担い手の把握を目的としたアンケート調査を実施することにより、地域にあった住民主体の支え合い、助け合いの仕組みづくり構築へ向けての取り組みを進める。

2) 各区での話し合いの場を設ける

研究会メンバーと共に、地域に降りていく方法、共有するコンセプトを考えながら話し合いの場を設ける。そして各区の地域住民へ事業の周知、理解を進めつつ、これからそれぞれの地域でそれぞれの人が何が必要で、何が出来るのかを考えてもらうための一歩とする。

3) フォーラム開催の検討

事業の内容を1人でも多くの町民に知ってもらうため、これからの嘉手納のあり方を共に考えるきっかけとするためにフォーラムの開催を行う。そして研究会での取り組みや、各区でのワークショップ等の様々な意見の活用を図る。

⑨母子・父子福祉事業

NPO法人嘉手納町母子寡婦福祉会の運営のさらなる充実を図り、安定した自主運営、そして今後、母子会として必要な取り組みを検討していけるような支援を行う。

⑩児童・青少年福祉事業

児童福祉週間の一環としてすべての児童が心身共に明るく健やかに育つ事を願い、鯉のぼりフェスタの開催と児童福祉週間啓蒙活動を行う。

1) 比謝川鯉のぼりフェスタ（平成29年4月30日実施予定）

⑪老人福祉事業

高齢者の自立と生活の質の向上を目的に事業を実施する。

1) 社協サロン

2) ふれあい型弁当サービス

⑫障がい児・者福祉事業

障がい児・者の自立支援と社会参加、又、その家族の支援を図る為に事業を実施する。

- 1) 比謝川親子体験カヤックの実施
- 2) 事業所連絡会への支援・事務局機能

⑬法外援護活動

現行制度で対応が難しく困窮している住民に対し、緊急かつ一時的に支援を行うことを目的とする。

⑭日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

高齢者や障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わる相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する事業。

⑮生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行う事業。

⑯福祉バス運行事業

福祉団体等の活動を支援する為に、福祉バスの運行を実施する。

⑰苦情解決事業

第三者委員を設置し対応を迅速に行う。

⑱災害に負けない・被災者を出さない、孤立させないまちづくりへ向けて

災害対応マニュアルの作成

【4】在宅福祉サービスの推進

①食の自立支援事業（毎日型給食サービス）〔町受託事業〕

日常生活に支障のある在宅の高齢者及び心身に障害がある者に対し、食生活の改善及び安否確認を行い、福祉の向上を図る。

②嘉手納町地域介護予防活動支援事業〔町受託事業〕

（生きがいデイサービス事業）

- ・東区がんじゅう会 ・中央区あしびな一会 ・北区百の会
- ・南区かりゆし会 ・西区ゆんたの会 ・西浜区ことぶきの会

③障害者地域生活支援事業〔町受託事業〕

障がい児・者がその有する能力及び適正に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施し障がい者の自立を支援する。

- 1) 福祉機器リサイクル事業
- 2) 声の広報等発行事業
- 3) 理解促進研修・啓発事業
- 4) 自発的活動支援事業
- 5) 成年後見制度法人後見支援事業
- 6) 文化・芸術活動振興
- 7) スポーツ・レクリエーション教室開催等
- 8) 手話奉仕員養成研修事業(現任研修)

④障害者自立支援法による地域活動支援センターの運営〔町受託事業〕

⑤放課後等デイサービス事業の運営（わくわくクラブあすなろ）

⑥児童発達支援事業の運営（わくわくクラブあすなろ）

⑦日中一時支援事業の運営（わくわくクラブあすなろ）

上記3事業は多機能型事業所として運営しており、さらに地域におけるニーズへの対応を深める。またティーチャーズトレーニングをベースとした支援の輪を広げていく。

⑧スマイル号（車いす専用車両）貸付事業

車両の老朽化及び利用者の減少に伴い、今年度での事業廃止を検討する。

⑨介護用品貸与事業（車いす）

在宅療養する方へ福祉用具の貸出しを行い、在宅介護への支援と介護者の負担軽減を図る。

【5】 ボランティア活動支援・多方面からの福祉教育

① ボランティア団体助成事業

- 1) 手話サークルかでな
- 2) 手話サークルノビルの会
- 3) リーディングサービスあいあい

② ボランティア・NPO支援事業

- 1) 個人ボランティア活動に関する相談・支援
- 2) ボランティア団体活動に関する相談・支援
- 3) ボランティア保険に関する相談・支援
- 4) ボランティア感謝の集い
- 5) 一人暮らし高齢者宅等清掃活動
- 6) 24時間テレビ募金活動
- 7) NPO団体に関する相談・支援
- 8) ボランティアだよりの発行
- 9) ボランティア連絡会（ゆんたく会）の開催についての検討

③ ボランティアセンター拠点整備

- 1) ボランティア（個人・団体）登録及び情報提供
- 2) ボランティア活動等に必要な資材の整備及び貸与

④ 福祉教育の推進

- 1) 福祉教育協力校指定事業
屋良小学校、嘉手納小学校、嘉手納中学校、嘉手納高校
- 2) 福祉教育協力校連絡会の開催
- 3) 福祉教育推進助成事業（公募）※新規事業
町内の保育園・幼稚園を対象に実施
- 4) 小学生ボランティアスクール
- 5) いもっ子サマースクール
- 6) 学校・一般団体・企業への体験学習・研修への支援

- ⑤ ボランティアとコミュニティサービスの違い、社協事業の根幹である「福祉教育」とは何か、職員で学び合う場を設ける。（内部研修）